

大和市道路占用規則(昭和45年3月31日規則第16号)

最終改正:平成18年12月15日規則第99号

改正内容:平成18年12月15日規則第99号[平成24年3月31日]

○大和市道路占用規則

昭和45年3月31日規則第16号

改正

昭和48年3月26日規則第3号
昭和54年3月26日規則第14号
昭和56年3月27日規則第8号
昭和56年6月29日規則第40号
昭和57年1月15日規則第4号
昭和57年4月28日規則第31号
昭和57年7月30日規則第38号
昭和58年4月28日規則第19号
昭和59年10月1日規則第44号
昭和60年3月28日規則第20号
昭和60年4月27日規則第26号
昭和61年4月28日規則第26号
平成元年5月29日規則第42号
平成3年3月27日規則第16号
平成3年5月29日規則第30号
平成5年7月26日規則第37号
平成12年7月31日規則第51号
平成16年3月29日規則第25号
平成16年7月29日規則第52号
平成18年12月15日規則第99号

大和市道路占用規則
(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)に基づき、本市が管理する道路その他の付属物及び道路予定区域(以下「道路」という。)の占用について、必要な事項を定めるものとする。

(占用工事の計画書)

第2条 法第36条第1項の規定により、水管(水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水道管、公衆の用に供する地方鉄道、ガス管、電柱又は電線を道路に設けようとする者は、道路占用工事計画書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(占用及び掘削許可の申請)

第3条 法第32条第1項若しくは第35条の規定による道路の占用許可を受けようとする者又は占用の工作物、物件若しくは施設(以下「占用工作物等」という。)の改築、移転、除却等に伴い道路の掘削許可を受けようとする者は、占用又は掘削しようとする日の7日前までに、道路占用許可申請(協議)書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないとする場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 位置図(付近100メートル内外の見取図)
- (2) 平面図(縮尺600分の1)
- (3) 縦断面図(縮尺600分の1)
- (4) 横断面図(縮尺100分の1)
- (5) 標準横断面図(縮尺50分の1)
- (6) 占用工作物等の構造図
- (7) 隣接の土地若しくは建物の所有者の承諾書又は占用に利害関係があると認められる者の同意書
- (8) その他市長が特に必要とする書類

(占用及び掘削の許可)

第4条 市長は、前条の規定による申請を許可したときは、道路占用等許可書を交付する。

(占用許可の変更)

第5条 前条の規定により許可を受けた者(以下「占用人」という。)が、法第32条第3項の規定により許可事項を変更しようとするときは、道路占用等許可変更申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請及びその許可については、第3条及び前条の規定を準用する。

(占用の継続)

第6条 占用人は、占用期間が満了し引き続き占用の許可を受けようとするときは、占用期間満了の日の15日前までに、当該占用期間に係る許可書の写しを添えて道路占用許可継続申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第3条各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が必要でないとするときは、添付書類の一部を省略することができる。

3 第1項の規定による申請に係る許可については、第4条の規定を準用する。

(工事完了届)

第7条 占用人は、工事完了後10日以内に工事等完了届(第4号様式)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(占用の廃止)

第8条 占用人が自己の都合により占用を廃止したときは、道路占用廃止届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、占用の廃止に伴い占用工作物等を除却し、前条の規定により工事等完了届を提出する場合は、この限りでない。

(占用許可の期間)

第9条 占用許可の期間は、次に定めるとおりとする。

- (1) 法第35条及び法第36条の規定による事業の占用 10年以内
- (2) 前号以外の占用 3年以内

2 占用の期間が満了し、これを継続しようとする場合の期間は、前項の規定を準用する。

(舗装道路掘削の制限)

第10条 新設又は全面的な補修を行った舗装道路は、次に定める期間については掘削を許可しない。ただし、公益上その他特に必要があると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) セメント・コンクリート舗装道路 5年
- (2) アスファルト・コンクリート舗装道路 3年
- (3) 簡易舗装道路 1年

(占用物件の管理)

第11条 占用人は、道路に設置した占用物件の維持管理につとめ、破損、汚損等によって美観、交通その他道路管理上支障をきたさないようにしなければならない。

(占用権譲渡の禁止)

第12条 占用人は、占用に関する権利を他人に譲渡し、又は占用地若しくは占用工作物等を他人に使用若しくは管理させてはならない。

(連帯保証人)

第13条 道路の占用に関し、占用期間が長期にわたるとき、地元居住者等の利害に重大な関係があるとき、その他市長が特に必要があると認める場合は、この規則により申請をする者は市内に居住する身元確実な連帯保証人2人を選任しなければならない。

(住所変更等の届出)

第14条 占有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実を証明する書類を添え、速やかに道路占有者住所等変更届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 占有者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 相続により占用の権利を承継したとき。
- (3) 占有者である法人の名称又は代表者を変更したとき。
- (4) 占有者である法人が解散又は合併したとき。

(復旧費及び監督事務費)

第15条 占有者は、占用工作物等の新設、改築、移転 除却等で道路を掘削した場合は、市長の指示する道路掘削復旧仕様書により、速やかに復旧工事を行わなければならない。ただし、法第38条第1項の規定により道路の構造を保全するために市長が必要であると認める場合又は占有者の委託がある場合の路面復旧工事は、市長が行う。

第16条 前条本文の規定により復旧工事を行った占有者は、市長の指示する道路掘削復旧仕様書に基づく本復旧の復旧面積(セメント・コンクリート舗装の場合にあっては、一区画単位の面積とし、小数点以下の端数があるときは、小数点第2位を四捨五入する。ただし、1平方メートルに満たない場合は、1平方メートルとする。)に別表に定める復旧費単価を乗じて得た額(以下「復旧費」という。)の100分の10の額を当該復旧工事に係る監督事務費として負担しなければならない。

2 前条ただし書の規定により市長が復旧工事を行った場合には、復旧費を当該占有者から徴収する。

第17条 前条の規定により算出した復旧費及び監督事務費は、市長の指定する日までに納入しなければならない。

2 既納の復旧費及び監督事務費は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 占有者の責めによらない理由により占用できないとき。
- (2) 占有者が占用許可の取り消しの申し出をし、市長が正当の理由があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(損害賠償)

第18条 占有者は、工事期間中又は工事完了後の保証期間中、占用に起因して事故を生じたときは、直ちにその理由を付し、市長に届出てその指示を受け、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(代執行)

第19条 市長は、占有者が法令若しくはこの規則に基づく義務若しくは市長の命令を履行しないとき、若しくは履行しても不十分と認めるとき、又は道路を不法に占用している者があるときは、その者に代って執行し、又は不法占用工作物等を撤去し、これに要した費用は、占有者等が負担するものとする。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に、作成された帳票で、事務上支障のないものについては、当分の間使用することができる。

附 則(昭和48年規則第3号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年規則第14号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年規則第8号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年規則第40号)

この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年規則第31号)

この規則は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第38号)

この規則は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則(昭和58年規則第19号)

- 1 この規則は、昭和58年5月1日から施行する。
- 2 改正後の大和市道路占用規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に占用又は掘削の許可をしたものから適用する。

附 則(昭和59年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年規則第40号)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は必要な補正をして引き続き使用することができる。

(大和市公印規則の一部改正)

- 3 大和市公印規則(昭和41年大和市規則第25号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和60年規則第26号)

- 1 この規則は、昭和60年5月1日から施行する。
- 2 改正後の大和市道路占用規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に占用又は掘削の許可をしたものから適用する。

附 則(昭和61年規則第26号)

- 1 この規則は、昭和61年5月1日から施行する。
- 2 改正後の大和市道路占用規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に占用又は掘削の許可をしたものから適用する。

附 則(平成元年規則第42号)

- 1 この規則は、平成元年6月1日から施行する。
- 2 改正後の大和市道路占用規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に掘削許可の申請があったものから適用する。

附 則(平成3年規則第16号)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則(平成3年規則第30号)

- 1 この規則は、平成3年6月1日から施行する。
- 2 改正後の大和市道路占用規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に掘削許可の申請があったものから適用する。

附 則(平成5年規則第37号)

- 1 この規則は、平成5年8月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に掘削許可の申請があったものから適用する。

附 則(平成12年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に掘削の許可をしたものから適用する。

附 則(平成16年規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。
附 則 (平成18年規則第99号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に掘削許可の申請があったものから適用する。

別表 (第16条関係)

番号	種別	工種	復旧費単価
1	セメント・コンクリート舗装	舗装厚35センチメートルまで	円 16,400
2	アスファルト・コンクリート舗装 (高級舗装)	舗装厚30センチメートルをこえるもの	14,000
3	アスファルト・コンクリート舗装 (中級舗装)	舗装厚30センチメートルまで	9,300
4	アスファルト・コンクリート舗装 (簡易舗装)	舗装厚20センチメートルまで	7,400
5	砂利道 (法敷及び植樹帯を含む)	砂利厚20センチメートルまで	3,800
6	インターロッキング・ブロック舗装 (歩道舗装)	舗装厚18センチメートルまで	6,300
7	アスファルト・コンクリート舗装 (歩道舗装)	舗装厚13センチメートルまで	6,000

備考 復旧費単価は、1平方メートル当たりの単価をいう。

第1号様式(第2条関係)
第1号様式(第2条関係)

道 路 占 用 工 事 計 画 書

押 印 欄	受付	・	・
	決裁	・	・

年 月 日

大和市長 あて

住 所_____

氏 名_____ (印)

次のとおり提出します。

番 号	工 事 名	工 事 場 所	路 線 名	工 事 概 要	工 事 予 定 期 間	備 考

(B4)

第2号様式(第5条関係)
第2号様式(第5条関係)

道路占用等許可変更申請書

押印欄	受付	・	・
	決裁	・	・
	許可	・	・

大和市長 あて							年 月 日		
申請者 住所 _____							氏名 _____ (印)		
次のとおり申請します。									
前回許可日	年 月 日(大和市指令道第 号)								
申請区分	<input type="checkbox"/> 占用の期間 <input type="checkbox"/> 占用面積等 <input type="checkbox"/> 工事の期間 <input type="checkbox"/> 掘削面積								
占用の場所	大和市						番地先		
区分	変 更 前			変 更 後					
占用の期間	年 月 日まで			年 月 日まで					
占用面積等	長さ	幅・口径	面積	長さ	幅・口径	面積			
	条数	本数	その他	条数	本数	その他			
工事の期間	年 月 日まで			年 月 日まで					
掘削面積	長さ	幅	面積	長さ	幅	面積			
変更理由									
舗装種別				備考					
路線名									
添付書類									
決定区分	<input type="checkbox"/> 許可する。 <input type="checkbox"/> 許可しない。								
決定理由									

※ 太枠の中のみ記入してください。

(B5)

第3号様式(第6条関係)
第3号様式(第6条関係)

道路占用許可継続申請書		押印欄		受付	・	・
				決裁	・	・
				許可	・	・
大和市長 あて 申請者 住所 _____ 氏名 _____ (印) 担当者 _____ 電話 () _____						
次のとおり 申請(道路法第32条) します。 協議(道路法第35条)						
前回許可日	年 月 日(大和市指令道第 号)					
申請区分	<input type="checkbox"/> 占用掘削 <input type="checkbox"/> 占用 <input type="checkbox"/> 掘削 <input type="checkbox"/> 舗装道 <input type="checkbox"/> 未舗装道					
占用の場所	大和市 <input type="checkbox"/> 歩車道 <input type="checkbox"/> 車道 <input type="checkbox"/> 歩道 <input type="checkbox"/> 法敷 <input type="checkbox"/> 上空 <input type="checkbox"/> その他					
占用の目的						
占用の期間	年 月 日から		占用工作物等の構造			
	年 月 日まで					
占用面積等	長さ	幅・口径	面積	条数	本数	その他
	m	m	m ²			
工事の期間	年 月 日から		工事の			
	年 月 日まで		実施方法			
掘削面積	長さ	幅	面積	住所		
	m	m	m ²	施行商号		
道路の復旧方法				業代表者		
舗装種別				担当者		
路線名				名 電話 ()		
添付書類						
決定区分	<input type="checkbox"/> 許可する。 <input type="checkbox"/> 許可しない。					
決定理由						

※ 太枠の中のみ記入してください。

(B5)

第4号様式(第7条関係)
第4号様式(第7条関係)

(表)

工 事 等 完 了 届		押 印 欄		受 付 . . .
				決 裁 . . .
				台帳記入 . . .
年 月 日				
大和市長 あて				
届出者 住 所 _____				
氏 名 _____ (印)				
電話(____) _____				
次のとおり届けます。				
許可年月日及び指令番	年 月 日	大和市指令道第		号
目 的				
場 所	大和市	番地先		
路 線 名	路 線	路面の種類別		
着 工 年 月 日	年 月 日			
完 成 予 定 年 月 日	年 月 日			
完 成 年 月 日	年 月 日			
復 旧 状 況	裏面のとおり。			
添 付 書 類	写真(復旧の厚さ、土被り等の寸法の確認できるもの。)			
完成予定年月日	年 月 日	立	職 名	氏 名
完 成 年 月 日	年 月 日	会		(印)
検 査 年 月 日	年 月 日	人		(印)
検査状況				

(注意)

(B5)

- (1) 工事完了後10日以内に提出してください。
- (2) 太枠の中のみ記入してください。

(裏)

掘削状況

工事責任者.....㊟

掘削内容	路面の種別	掘削予定面積			掘削復旧面積		
		延長	幅	面積	延長	幅	面積
		m	m	M2	m	m	m2
備考							

第5号様式(第8条関係)
第5号様式(第8条関係)

道路占用廃止届

押印欄	受付	・	・
	決裁	・	・
	完結	・	・

年 月 日	
大和市長 あて	
届出者	住所 _____ 氏名 _____ (印) 電話(____) _____
次のとおり届けます。	
許可年月日及び指令番号	年 月 日 大和市指令道第 号
目的	
場所	大和市 番地先
路線名	路線 路面の種別
占用面積等	延長 m 幅 m 面積 m ²
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用工作物等の構造	
復旧方法	
廃止年月日	年 月 日
理由	
完成予定年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
立会人	職名 氏名 (印)
立会人	(印)
検査状況	

※ 太枠の中のみ記入してください。

(B5)

第6号様式(第14条関係)
第6号様式(第14条関係)

道路占用者住所等変更届

押印欄	受付	・	・
	決裁	・	・
	記帳	・	・

大和市長		あて		年 月 日	
届出者		住所	-----		
		氏名	----- (印)		
		電話()	-----		
許可年月日及び指令番号		年 月 日 大和市指令道第 号			
届出区分		<input type="checkbox"/> 占 用 者	<input type="checkbox"/> 住 所	<input type="checkbox"/> 解 散	
		<input type="checkbox"/> 法 人	<input type="checkbox"/> 氏 名	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> 代 表 者	<input type="checkbox"/> 名 称		
		<input type="checkbox"/> 連 帯 保 証 人	<input type="checkbox"/> 合 併		
内 容	住 所	旧	-----		
		新	-----		
	氏 名	旧	-----		
		新	-----		
	名 称	旧	-----		
	新	-----			
	解 散				
		旧	-----		
		新	-----		
備考					

(B5)